

必要書類判別マニュアル（独立学生本人用）

学生番号

氏 名

※特別な指定がない場合は、令和5年4月1日現在の状況で答えてください。該当選択肢に☑を付けてください。
※同一人物に関する同一書類を複数の設問から要求された場合には複数部数用意する必要はありません。1部で結構です。

◇まず、独立生計者としての申請をするための条件を全て満たしているかの確認です。1つでも当てはまらないものがある場合は、独立生計での申請は出来ません。その場合は、一般学生で申請をしてください。

＜独立生計者とみなされるための条件＞

1. 本人（及び配偶者）の父母等と別居している者
2. 所得税法上、父母等の扶養親族でない者
3. 本人（又は配偶者）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

1. あなたは、あなたの父母（又は配偶者の父母）と別居していますか？

☐ はい、別居しています。

必要書類→ 本人の住民票（世帯全員）のコピー（マイナンバーが記載されていないもの）

※本人が住民票を移していない等で父母と同一住所の場合は、別居していることが分かる書類（光熱水費の支払通知など、住所と氏名が確認できる書類）も併せて提出してください。

☐ いいえ、同居しています。

→独立生計者に該当しませんので、一般学生の申請書類で申請してください。

2. あなたは、父母の扶養から外れていますか？

☐ はい、父母の扶養から外れています。

必要書類→ 本人の健康保険証のコピー（被保険者等記号・番号等は隠してコピーしてください）

※保険証の被保険者氏名が父母等になっていて、扶養から外れているという確認ができない場合は、所得税法上父母の扶養から外れていることが確認できる書類も併せて提出してください。
（例：役所が発行できる最新年の父母の所得証明書（扶養有無等の記載があるもの）の原本、父母の所得税の確定申告書 第一表と第二表の控えのコピー、父母の給与所得源泉徴収票のコピー、勤務先発行の父母の扶養者異動証明書 等）

☐ いいえ、父母の扶養親族です。

→独立生計者に該当しませんので、一般学生の申請書類で申請してください。

3. あなた（又は配偶者）には独立して生活できるだけの収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行されますか？

☐ はい、私（又は配偶者）には独立して生活できるだけの収入があり、所得証明書が提出できます。父母からの恒常的な金銭的援助は一切ありません。

必要書類→ 役所が発行できる本人（配偶者がいる場合は本人と配偶者の両方）の令和4年度（令和3年分所得）課税証明書（所得の記載のあるもの。）の原本

☐ いいえ、私（及び配偶者）には独立して生活できるだけの収入はなく、父母等の援助により生計を立てています。

→独立生計者に該当しませんので、一般学生の申請書類で申請してください。

——独立生計の条件を満たしている方は、次の質問へお進みください。——

Q 1 あなたは、令和4年度秋学期授業料免除又は徴収猶予の申請をしましたか？

- ☐ はい、申請しました。
☐ いいえ、申請しませんでした。

Q 2 令和5年4月現在で、あなたは、標準修業年限を超過して在学していますか？

なお、長期履修、ダブルディグリープログラム、教職大学院の小免コース及び特支免コースの学生は、認められた期間（3年間又は4年間）が標準修業年限となります。

- ☐ はい、標準修業年限を超過しています。（休学期間も修業年限に加算します。）

〔学部5年目以降 修士・教職大学院3年目以降 博士4年目以降 専攻科2年目以降〕

必要書類→ 次の全部

- ・様式K 標準修業年限超過特別事由書の原本

※指導教員に所見欄の記入と書類の厳封をしてもらうこと。

- ・標準修業年限超過事由が客観的に確認できる資料のコピー

例：医師の診断書、留学先が明記された書類、母子健康手帳、国からの委嘱状、その他事由が分かる書類 ※交換留学の者は省略可。

- ☐ いいえ、標準修業年限を超過していません。

〔学部1～4年目 修士・教職大学院1・2年目 博士1～3年目 専攻科1年目〕

→Q. これまでに、留学期間、休学期間又は休学はせずに病気等で一定期間の療養を要したために就学に支障があった期間がありましたか？

- ☐ いいえ、留学・休学等の期間はありませんでした。

- ☐ はい、*（留学・休学・休学はせずに就学に支障があった）期間がありました。

*：該当するものを○で囲み、以下に期間と事由を記入してください。

期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

事由： _____

必要書類→ 事由が客観的に確認できる資料のコピー ※交換留学・休学の者は省略可。

Q 3 あなたは、『免除』の申請をしますか、それとも『徴収猶予』の申請をしますか？（学部1～4年生は被災者の場合は免除を申請できますが、そうでない場合は徴収猶予にのみ申請できます。）

「免除」と「徴収猶予」は、どちらか一方のみ申請可能です。

- ☐ 『免除』の申請をします。

必要書類→ 次の全部

- ・授業料免除等申請書類チェック票
- ・様式第1号 授業料免除願の原本
- ・様式A 必要書類判別マニュアル（学生本人用）の原本
- ・様式B 必要書類判別マニュアル（家族用）の原本 を学生本人以外の同一生計家族全員分（家族1人につき1部ずつ）
- ・様式C 家庭調書の原本
- ・様式G 家計状況調書

- ☐ 『徴収猶予』の申請をします。

必要書類→ 次の全部

- ・授業料免除等申請書類チェック票
- ・様式第2号 授業料徴収猶予願の原本
- ・様式A 必要書類判別マニュアル（学生本人用）の原本
- ・様式B 必要書類判別マニュアル（家族用）の原本 を学生本人以外の同一生計家族全員分（家族1人につき1部ずつ）
- ・様式C 家庭調書の原本
- ・様式G 家計状況調書

Q 4 あなたは、東京学芸大学学生奨学金『学芸むさしの奨学金（学資支援）』を申請しますか？

※学芸むさしの奨学金は、貸与型でなく給付型ですので、授業料免除申請者は申請することを推奨します。

※博士課程学生、2020年以降に入学した学部生は、申請できません。

- ☐ いいえ、博士課程に在籍するので申請できません。

- ☐ いいえ、学部1～4年生（日本人・日本永住者）なので申請できません。

- ☐ いいえ、別団体から受給している奨学金の規定により、申請できません。

- ☐ いいえ、徴収猶予を申請するので、学芸むさしの奨学金（学資支援）は申請できません。

☐ いいえ、申請しません。（上記以外の理由）

☐ はい、申請します。（必要書類あり）

必要書類→ 対象者には後日、学芸ポータルでお知らせのうえ、東京学芸大学学生奨学金「学芸むさしの奨学金」申請書（学資支援）をご提出いただきます。

Q 5 あなたは、令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）に奨学金を受けていましたか？

☐ いいえ、令和4年度は、奨学金を受けたことはありません。

☐ はい、令和4年度は、大学等に在籍して奨学金を受けたことがあります。（必要書類あり）

「はい」の場合→ ☐ 学芸大を通して奨学金を受けました。（日本学生支援機構奨学金等）（必要書類なし）

☐ 学芸大を通さずに奨学金を受けました。

必要書類→ 奨学金貸与（受給）期間・金額が記載されている書類のコピー

Q 6 あなたは、令和4年1月1日から令和4年12月31日までに常勤職や非常勤職（アルバイト・パートなど）で得た給与や雇用保険の失業給付、育児休業給付、健康保険の傷病手当金、教育訓練給付等で得た収入はありますか？

☐ いいえ、収入はありません。

☐ はい、収入（常勤職や非常勤職（アルバイト・パートなど）で得た給与や雇用保険の失業給付、育児休業給付、健康保険の傷病手当金、教育訓練給付等）があります。（必要書類あり）

勤務先又は給与などの支払主名

（複数先から収入を得ている場合）

2箇所目

3箇所目

必要書類→ 次の全部

・様式D 収入調書の原本

・全勤務先の給与所得の源泉徴収票のコピー。無い場合は給与明細書（令和4年1月～令和4年12月の支給分）のコピー、給与証明書のコピーなど給与金額がわかるもの。なお、確定申告をしている場合に限り、源泉徴収票のコピーに代えて税務署などの受付印が押されている確定申告書控え一式のコピーでも可。

・個人の家庭教師等で源泉徴収票や給与明細が発行されない場合は、アルバイト先発行の給与支払証明書やそれに代わるもの。（アルバイト先の責任者のサインのある領収書など）

・雇用保険の失業給付、育児休業給付、健康保険の傷病手当金等を受給していた場合は、給付金額・給付期間・受給者名がわかる公的書類のコピー（雇用保険受給資格者証、育児休業給付金支給決定通知書、傷病手当金支給決定通知書など）

Q 7 あなたは、令和4年10月1日から令和5年3月31日までに臨時所得がありましたか？臨時所得とは退職金、保険金、資産譲渡所得、山林所得などがあてはまります。

☐ いいえ、臨時所得はありません。

☐ はい、臨時所得がありました。（必要書類あり） 所得の種類は

必要書類→ 所得の種類、受領年月日、所得金額が分かる書類のコピー

Q 8 あなたは、令和4年1月1日から令和4年12月31日までに、同一生計ではない親戚や知人などから仕送り・援助を受けましたか？

☐ いいえ、受けていません。

☐ はい、受けました。（必要書類あり）

必要書類→ 対象期間中に受け取った仕送り・援助金の送金通知書のコピー。無い場合は預金通帳のコピー。いずれも提出できない場合は、援助者直筆の申立書の原本（援助年月日又は期間、援助額、申立書記載日、署名、捺印は必ず入れること）

Q 9 あなたは、障害、公害病、被爆、要介護などの認定を受けていますか？

☐ いいえ、受けていません。

☐ はい、受けています。（必要書類あり）

必要書類→ 障害者手帳、公害医療手帳、被爆者健康手帳、介護保険被保険者証、障害控除対象者認定証などのコピー

Q10 あなたは、最近6ヶ月（令和4年10月1日～令和5年3月31日）より前から医療費がかかる傷病があり、さらに今後2年以上（令和7年4月1日以降も）療養が必要な、長期療養者ですか？

ただし、医療費の自己負担がない傷病の場合は、「いいえ。」に☐を付けてください。

☐ いいえ。

☐ はい。（必要書類あり）

必要書類→ 次の全部

・医師の診断書（又は証明書）などのコピー〔診断書・証明書には傷病名、発症年月日、今後も継続して長期療養が必要な事を証明してもらうこと〕

・令和4年10月1日から令和5年3月31日までの医療費の領収証などのコピー

※申請日以降令和5年3月31日までのものがある場合は、追加提出可（令和5年4月7日締切）。

・（生命保険などからの支給があった場合のみ）支給額がわかる書類のコピー

・（特定疾患の場合のみ）特定疾患医療受給者証のコピー

【注意】領収証のコピーは、長期療養（診断書に記載されている傷病）に係るもののみを提出してください。診断書発行病院とその関連薬局の領収証のみ有効です。診断書発行病院以外の病院の領収証のコピーを提出する場合には、診断書に記載されている傷病との関連性について、理由書を作成して添付してください。また、交通費や文書料、長期療養以外の病気にかかった医療費や介護施設等医療機関でない施設の入所料などの領収証のコピーは受領できません。

－〔家族共通〕以下の質問は、家族全体で一つの質問となっています。

受給者があなたではない場合があります。家族に確認をしながら☐してください。－

Q11 生活保護を受けていますか？

☐ いいえ、受けていません。

☐ はい、受けています。（必要書類あり）

必要書類→ 保護決定（変更）通知書の最新3ヶ月分のコピー

（受給金額、受給年月日・期間が記載されていること）

Q12 児童手当（旧子ども手当、中学生以下対象）・児童扶養手当・児童育成手当・福祉手当等の児童関係手当を受けていますか？

☐ いいえ、受けていません。

＜受給資格のある手当について、受給をしていないのはなぜですか。理由をお書きください。＞

☐ はい、受けています。（必要書類あり）

＜受給している手当の名称を全てお書きください。＞

例： 児 童 手 当

必要書類→ 手当の支給状況が分かる書類（受給関係通知等）のコピー（受給金額、受給年月日・期間が記載されていること）

Q13 令和4年10月1日以降に火災や風水害などの災害を受けたことがありますか？

☐ いいえ。

☐ はい。（必要書類あり）

必要書類→ 次の全部（ただし、入学料免除・徴収猶予の申請書類として提出する者は、授業料免除・徴収猶予の申請では提出不要です。）

1. 本学様式 被災申出書の原本

2. 被災証明書のコピー又は罹災証明書のコピー

3. 日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額がわかる書類のコピー

Q14 東日本大震災又は熊本地震で被災しましたか？

☐ いいえ。

☐ はい。（必要書類あり）

必要書類→ Q13の必要書類1～3の全部（ただし、3の書類に限り既に大学に提出した場合は不要）

◇学生本人用の質問は以上です。家族用の必要書類判別マニュアルをあなた以外の家族人数分プリントアウトし、一部ずつ左上をホチキス留めて提出してください。

＜＜ご記入いただいた情報は、授業料免除等に係る業務のために利用され、他の目的には利用されません。＞＞